健診の基準

１　一般健診

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ア | 診察等 | | 問診 | | 喫煙歴、服薬歴等 |
|  |  | | 計測 | | 身長、体重（標準体重、ＢＭＩ）、腹囲 |
|  |  | | 視力検査 | | 左・右（ランドルト氏環又は文字視標若しくは卓上型視力検査装置を使用した遠見視力検査） |
|  |  | | 聴力検査 | | 左・右（オージオメーターを使用した1,000Hz及び4,000Hzの純音による検査） |
|  |  | | 理学的検査 | | 胸部聴診 |
|  |  | |  | | 腹部触診 |
|  |  | |  | | 直腸検査（医師の判断により実施） |
| イ | 血圧測定 | | 坐位 | |  |
| ウ | 尿検査 | | 糖半定量、蛋白半定量、潜血 | | |
| エ | 糞便検査 | | 免疫便潜血反応検査（２日法） | | |
| オ | 血液学的検査 | | 末梢血液一般検査（ヘマトクリット値、血色素測定、赤血球数、白血球数） | | |
| カ | 生化学的検査 | | 空腹時血糖（注１）、総コレステロール、ＧＯＴ（ＡＳＴ）、ＧＰＴ（ＡＬＴ）、  アルカリフォスファターゼ、γ－ＧＴＰ、中性脂肪、尿酸、クレアチニン（eＧＦＲ）、ＨＤＬ－コレステロール、ＬＤＬ－コレステロール（注２） | | |
| キ | 心電図検査 | | １２誘導 | | |
| ク | 胸部レントゲン検査 | | | 間接撮影（10×10 １枚）又は直接撮影（大角１枚） | |
| ケ | 胃部レントゲン検査 | | | 間接撮影（10×10 ８枚以上）又は直接撮影（透視診断四ツ切８枚以上（スポットを含む））（注３） | |
| コ | 眼底検査（医師の判断により実施）（注４） | | | | |
| (注１) | | 血糖検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合は、ヘモグロビンＡ１ｃを測定すること。ヘモグロビンＡ１ｃを測定した場合は、空腹時血糖検査を実施したこととみなし空腹時血糖検査分の単価を請求すること。なお、やむを得ず空腹時血糖以外においてヘモグロビンA１ｃを測定しない場合は、食直後（食事開始後3.5時間未満）を除き随時血糖により血糖検査を行うことを可とする。 | | | |
| (注２) | | 中性脂肪が400mg/dl以上や食後採血の場合、LDLコレステロールの代わりにnon-HDLコレステロールにより血中脂質検査を行うことを可とする。 | | | |
| (注３) | | 本人の希望等により胃部レントゲン検査に代えて胃内視鏡検査を実施することができる。 | | | |
| (注４) | | 眼底検査については、特定健康診査における医師の判断により実施される詳細な健診項目であることから、「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づいて医師の判断がある場合、一般健診と同時に実施することができる。なお、検査費用の請求は一般健診の費用請求とは別に眼底検査を単独で行ったものとして請求すること。また、検査は、手持式、額帯式、固定式等の電気検眼鏡又は眼底カメラ撮影（フィルム２枚（現像含む））により実施すること。 | | | |

２　付加健診

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア | 尿検査 | 尿沈渣顕微鏡検査 |
| イ | 血液学的検査 | 血小板数、末梢血液像 |
| ウ | 生化学的検査 | 総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、アミラーゼ、ＬＤＨ |
| エ | 眼底検査 | 手持式、額帯式、固定式等の電気検眼鏡又は眼底カメラ撮影（フィルム２枚（現像含む）） |
| オ | 肺機能検査 | フローボリュームカーブ（努力肺活量、１秒量、１秒率） |
| カ | 腹部超音波検査 | （断層撮影法、Ｂスコープ）（肝、胆、腎） |

３　乳がん・子宮頸がん検診

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア | 乳がん検診 | 問診、視診（医師の判断により実施）、触診（医師の判断により実施）、乳房エックス線検査（内外斜位方向撮影） |
| (注) | 40歳以上50歳未満の対象者については、内外斜位方向撮影とともに、頭尾方向撮影も併せて行う。 | |
| イ | 子宮頸がん検診 | 問診、膣脂膏顕微鏡検査（スメア方式） |
| (注) | 細胞診の検体自己採取は不可とする。 | |

４　肝炎ウイルス検査

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア | 肝炎ウイルス検査 | ＨＣＶ抗体検査、ＨＢｓ抗原検査、ＨＣＶ抗体の検出（省略可） |
| (注1) | ＨＣＶ抗体検査は、ＨＣＶ抗体価をウイルスの有無を判定するため高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することのできる測定系を用いることとし、中力価及び低力価と判定された者については、ＨＣＶ核酸増幅検査を実施すること。 | |
| (注２) | ＨＣＶ抗体の検出は、陽性又は陰性の別を判定。陽性を示す場合は、ＨＣＶ抗体検査を必ず行うこと。 | |